七宗町特産品開発支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、七宗町の特産品開発を促進し、地域産業の活性化を図るため、町にふさ

わしい特産品の開発に要する経費に対し、予算の範囲内において特産品開発支援事業補助

金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、七宗町補助金交付規則（昭和４８年

七宗町規則第1号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの

とする。

（定義）

第２条 この要綱において「特産品」とは、本町で生産、製造される農産物や資源を使用して加工、製造され、かつ町の魅力の発信につながる農林畜産加工品、工芸品等をいう。

（補助対象事業等）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、 町の特色を

活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、又は既存の商品の改良を行い販売する事業であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、補助金の交付は、１事業者等につき１事業限りとする。また、当該事業が複数年度にわたる場合には、年度ごとに１回ずつ申請できるものとする。

（１）販売が見込まれること。

（２）将来にわたつて町の特産品として定着が期待されること。

（３）調理品にあっては、町内の農林畜水産物を１種類以上食材として用いることを基本とする。

（４）七宗特産品認証要綱による七宗ブランドとして認証される見込があること。

（補助対象事業者）

第４条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、七宗

町暴力団排除条例（平成２３年七宗町条例第２３号）第２条第１号から第３号までに規定

する者、又はその他町長が補助金の交付の目的に照らし不適当と認める者を除く。

（１）町内に住所を有する個人、法人又は個人事業者

（２）町内に住所を有する者により組織され、町内で活動している団体

（３）その他町長が認める者

２ 前項の規定によるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）事業を継続できると認められる事業実績又は見込みがあること。

（２）個人、法人又は個人事業者及び団体の代表者等の町税等（七宗町税条例（昭和４３年七宗町条例第３号）第３条第１項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る督促手数料及び延滞金）の未納がないこと。

（補助対象経費）

第５条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に

掲げるものとする。

（１）特産品の開発に要する経費

（２）品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費

（３）登録商標等に要する経費

（４）商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費

（５）販売促進に係る広報に要する経費

（６）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

（１）公的機関等から他の補助金等を受けた経費

（２）第８条に規定する交付の決定から補助対象事業の完了までの間以外の期間に発注、

購入、契約等をし、又は納品、支払い等が完了しない経費

（３）前２号に掲げるもののほか、補助金の交付とすることが適切ではないと町長が認

める経費

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額以内とし、一事業

につき５０万円を限度とする。この場合において、算出した額に１，０００円未満の端数

が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、補助金の交付は、１事業に対し１

回限りとする。

２　複数年度にわたる場合であつても、合計の補助金の額は、５０万円を上限とする。

（補助金の申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特産品開発支援

事業申請書（様式第１号。 以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し町

長に提出しなければならない。ただし、申請者は同一年度内に重複して申込みすることは

できないものとする。

（１）事業計画書及び収支予算書（別紙１）

（２）個人、団体の概要（別紙２）

（３）その他町長が必要と認める書類

２　同一の申請者による補助金の交付申込みは、同一年度内において１回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第８条　町長は、前条第１項に定める申込書を受理したときは、交付の可否を審査し申請者に速やかに通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により交付を決定したときは、特産品開発支援事業補助金交付決定通知書(様式第２号)により申請者に通知するものとする。

３　町長は、第1項の規定により給付金の不交付を決定したときは、特産品開発支援事業補助金不交付決定通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。

（七宗町特産品開発支援事業審査委員会の設置)

第９条　前条に規定する補助対象事業の適否を決定するにあたり必要な審査を行うため、七宗町特産品開発支援事業審査委員会（以下「委員会」という。） を置く。

２　委員会の設置及び運営については、別に定める。

（補助金の変更交付申請）

第１０条　補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後、交付申請額に変更を生じた場合は、速やかに七宗町特産品開発支援事業変更申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　（１）変更事業計画書及び変更収支予算書（別紙３）

　（２）その他町長が必要と認める書類

（補助金の変更交付決定）

第１１条　町長は、前条の変更交付申請があつたときは、委員会に諮り、補助金額を決定し、七宗町特産品開発支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）を交付するものとする。

（実績報告書等）

第１２条　実績報告書は、七宗町特産品開発支援事業補助金実績報告書（様式第６号）によるものとする。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　（１）事業明細書

　（２）収支決算書

　（３）その他町長が必要と認める書類

（補助金の概算払の請求）

第１３条　第８条の規定により交付決定を受けた者が、概算払の請求をしようとするときは、七宗町特産品開発支援事業補助金概算払請求書(様式第７号)を提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第１４条　第８条の規定により交付決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、七宗町特産品開発支援事業補助金交付請求書（様式第８号）によるものとする。

（対象事業の募集）

第１５条　対象事業の募集を町ホームページへの掲載その他町長が認める方法により、期間を定めて募集するものとする。ただし、予算に満たない場合は、当該募集期間を延長することができる。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定

める。

附　　則

　この要綱は、令和３年９月１日から施行する。